

公立中学校における別室登校設置の論理

——不登校生徒に対する教員責任の変容と支援実践

高瀬 和香

本研究の目的は、ある一自治体の全5公立中学校における、不登校生徒を学校で受け入れようとする取組みの一つである別室登校を対象に、校内教育支援センターの実践を教員らはいかなる学校論理の中で捉え、生徒をいかに包摂しようとしているのかを明らかにすることである。

「学校に行かない」という子どもたちについては1950年代頃から問題化されるようになり、不登校児童生徒の数は2016年以降、増加の一途をたどる。公立中学校において、1クラスで2、3人の不登校生徒がいることが当たり前の状態となっており、不登校生徒への対応は目下の課題となっているといえる。

不登校の問題化や不登校児童生徒数の増加を受け、学校外では官民による様々な不登校生徒支援がとられてきた。不登校生徒の居場所づくりは、「フリースクール」等の民間団体によって試みられてきた。公的には、教育委員会が設置する学校復帰や学習支援を行いつつ、居場所機能が期待されることも多い「教育支援センター」や、公教育の中で柔軟なカリキュラムによって多様な学びの場を保障しようとする「学びの多様化学校」がある。学校の中では、保健室登校などの名前で教員らによって担われてきた「別室登校」や、これを自治体や教育委員会の責任の下で制度化した「校内教育支援センター」、また民間団体による「居場所カフェ」の設置によって、不登校生徒への支援や未然防止が行われてきた。

2016年に制定された「義務教育段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」では、休む権利が認められるのと同時に、これらの学校外での取組みが「多様な学び」とされ、法的根拠が与えられた。しかし、本法で最も重視されるのは「学校環境の改善」であり、不登校支援において中心に置かれるのは学校である。本法及びそれに基づく基本指針によれば、「全ての児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくり」によって不登校を未然に予防し、その上で不登校生徒に対しては、効果的な支援を行うために「チーム学

校」を形成し、個々に合った学習活動に配慮した支援が要請されている。教員は、通常学級において、生徒との良好な関係構築や学習指導の工夫がより一層求められつつ、同時に不登校生徒に対する支援の中心にも置かれ、生徒の意思を尊重しつつ学習に向かうよう、継続的な状況把握や情報提供を行うことが求められている。そこで、本研究では、教員における不登校生徒及び不登校支援に対する意識に着目する。

本研究が対象とする「校内教育支援センター」は、自分の学級に入りづらい生徒が学校内で落ち着ける環境とされ、学習の遅れやそれに基づく不安の解消、学習や進学に関する意欲の早期回復が期待される。従来の別室登校とは異なり、専用の教室が用意され、専属のスタッフが配置されている。先行研究では、「学級の教室空間とも学校外部の教室空間とも異なる独自の空間」である「緩やかな制度的な場」であることや(中野 2025)。実際に行われている支援や目標は学校ごとに異なっている(江角 2023)ことが明らかになっている。

しかし、校内教育支援センターに関する先行研究では、先進的な取組みや生徒の視点における意味付け等は明らかにされてきたが、学校の教員がいかに意味づけているかについては十分には研究されていない。「居場所」性を学校で受け入れることは、学校外での実践と異なり学校規範を揺るがしかねない。学校規範が緩められた空間を設置する際、教員は指導と支援との間で葛藤することや(宇佐美・古谷 2024; 知念 2024)、教員役割の大きい日本の学校現場に、教育以外の専門性を持った人材が導入されると、教育論理と専門職としての役割の間で葛藤すること(伊藤・中村 1998; 知念 2024)が明らかになっている。そのため、教員が、学校秩序や自身の役割規範との間でいかに折り合いをつけ支援を行おうとしているのかを明らかにする必要がある。

そこで、リサーチクエスチョンとして、以下を設定する。校内教育支援センターを、教員役割を持つ教員はいかなる場として理解しているのか。その実践をいかなる学校論理の中で設計しているのか。教員は自身の役割をいかに捉え、支援員と役割分担し連携しているのか。学校ごとの違いはなぜ生じているのか。教員は不登校生徒をいかなる存在として捉え、公教育の中で包摂しようとしているのか、の5つである。

そこで、本研究では、都道府県 X のある自治体 Y(区町村)内の全5公立中学校に設置され、校内教育支援センターと同様の特徴を持つ「校内別室」登校教室を対象とし、学校長、教員、支援員とボランティアに半構造化インタビューを行った。「別室」の設計や教員の認識、教員と支援員の連携を中心とした聞き取りによって、学校規範の強い学校内でいかに支援が行われているのかを分析した。

分析枠組みとしては、井上(2021; 2024)の「責任を拡張する論理」と「責任を解除する論理」、及び知念(2024)の「〈指導〉の論理」と「〈責任〉の論理」を用い、教員が、支援や学校秩序

との関係、教員自身の責任に関する語り等を明らかにした。

分析で明らかになったことは、以下4つにまとめられる。

まず、学校秩序が緩められる可能性がありつつも学校内に「居場所」機能を持つ校内教育支援センターを設置する意図は、学校の「登校指導」の「責任」は「解除」された一方で、生徒を学校に居させることが望ましい状況は変わらないためである。不登校生徒に対応し続けることが教員の「責任」として求められるようになったため、学級には入れないが学校には来られる生徒に対しては、登校に対する「責任」を再度持とうとするのである。しかし、個別対応することは教員にとって負担であり、そのため支援員を導入し、教員自身が対応しなくてもよい状態にするのである。

次に、学校規範を維持するため、校内教育支援センターの非学校的空間性や活動は、通常学級に対して二次的に位置付けられる。通常学級や一般生徒との間を断絶するように設計することで、教員は通常学級での「責任を解除」し、非学校性を容認できるようになるのである。しかし、教育課程に基づく指導もなされなくなるため、できる限り生徒に対する「責任を解除」しないように、「教員による選別」を行う。

また、校内教育支援センターは二次的に位置付けられることで、教員は、〈指導〉を行う「責任」を「解除」する一方で、進路や支援に関する「責任」、さらにその前提となる、利用生徒と関わることを自身の「責任」として捉える。また、生徒に対応し続けるという「責任」を果たすため、通常学級に来ないことによって「解除」されていた「責任」を部分的に再「拡張」する場合もある。教員の余力に基づくため、限定的ではあるが、給食や学習に関する「責任」が再度持たれる場合もあるのである。

そして、いかに生徒のニーズを捉え、学校の「責任を拡張」するのかによって、校内教育支援センターの役割は異なってくる。つまり、学校によって重視される機能が異なるため、校内教育支援センターの目的や支援方法は異なるのである。学習機能に関しては、教員の教科指導の「責任」は「解除」されているため、成績や学校教育の保障はなされず、学習機会の確保にとどまる。しかし一方で、教員は、「責任」が「解除」されているため、校内教育支援センターでの学びの多様性も受け入れていた。

以上より、得られた知見として、第一に、学校が校内教育支援センターを設置するのは、教員が不登校生徒に対して関わり対応し続ける「責任」を持ち、学校には来られる生徒に対しては再び登校させる「責任」を持とうとするためである。第二に、校内教育支援センターには学校には来られる不登校生徒のセーフティーネットとしての役割が期待される。第三に、不登校生徒に対する支援は、秩序化された学校空間の中で二次的に位置づけられることで可能となっている。第四に、この位置づけによって、教員は指導責任を解除することができ、支援員との連

携が可能となっている。第五に、教員は指導責任を解除しつつも、生徒に対応し続けるという責任を持つことによって、部分的に再度拡張する場合もある。ただ、何のニーズにどこまで拡張するかは、学校や教員に委ねられている。第六に、教員の指導責任が解除されることで、校内教育支援センターでは成績保障や教育内容の保障はなされないが、逆説的に「多様な学び」も受け入れられる可能性を残している。

本研究は、学問的に不登校研究に学校的な規範や組織論的な視点を持ち込み、また実践的には、教員責任によっても学校内に不登校支援の場を設置する必要があることを明らかにした。一方で、実際に教員がいかなる関わりを持ち、生徒のニーズに応答しているのか、あるいはしていないのかは明らかにできず、また地域性にまで言及できなかった点が限界として残っている。

【参考文献】

- 井上慧真,2021,「高校中と指導の文化」—教員の責任を拡張する論理と解除する論理に注目して—『ソシオロジ』66(2):81-99.
- ,2024,「第12章 教員の「指導の文化」と「責任主体としての生徒」観」森直人・澤田稔・金子良雅『多様な教育機会』から問うジレンマを解きほぐすために』明石書店.
- 江角周子,2023,「校内教育支援センターにおける支援目標と評価指標に関する一考察」『浜松学院大学研究論集』:25-40.
- 宇佐美健・小屋礼史・藺牟田未央・今野貴之,2024,「中学校の校内教育支援センターの運営をめぐる教師の葛藤と教師間の共通理解の構築」『日本教育工学会論文誌』48:161-164.
- 知念渉,2024,「教員はどのように居場所カフェを批判したのか」森直人・澤田稔・金子良雅『多様な教育機会』から問うジレンマを解きほぐすために』明石書店.
- 中野綾香,2025,「校内教育支援センターの空間設計の特性—流動可能性のある空間における子どもの選択—」『子供社会研究』31:193-207.